

退職手当の支給制限・返納制度の拡充に伴う 地共済年金の給付制限制度の改正案(概要)

現行

地方公務員が、反社会的な行為（禁錮以上の刑）又は職場の規律違反の行為（懲戒免職処分等）をした場合には、共済年金の一部の支給を制限することができる（国家公務員共済組合法も同様）。

今回の改正

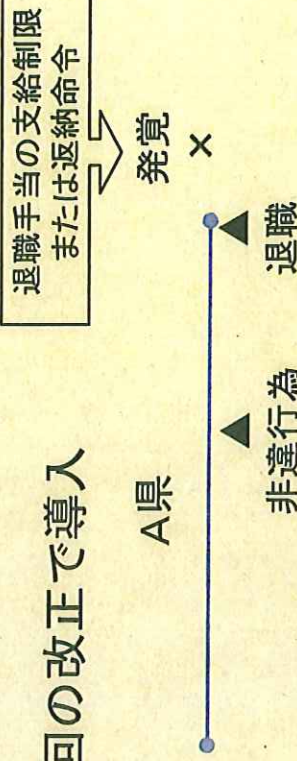
退職手当の支給制限・返納制度の拡充に伴い、地方公務員が、その退職後に、これらの処分を受けた場合には、共済年金の一部の支給を制限できるようにするもの（国家公務員共済組合法も同様）。

具体例

(1) 現行



(2) 今回の改正で導入



(1)、(2)いずれの場合も

$$\text{共済年金の支給制限額} = \frac{\text{非違行為に対する処分に係る組合員期間}}{\text{全組合員期間}} \times \text{職域加算部分} \times \text{厚生年金相当部分 (2階部分) とは別に、公務員の様々な身分上の制約等を考慮して設けられている部分。}$$

(注1) 50 (注2) 100

(注1) 厚生年金相当部分（2階部分）とは別に、公務員の様々な身分上の制約等を考慮して設けられている部分。
 (注2) 年金保険料は事業主（国または地方公共団体）と本人が折半負担しているため、5.0/10.0（事業主負担部分）を支給制限するもの。